

主要な業務の内容

- 1 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、譲渡性預金及び外貨預金を取扱っています。
- 2 貸出業務
(1)貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
(2)手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っています。
- 3 商品有価証券売買業務
国債等公共債の売買業務を行っています。
- 4 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
- 5 内国為替業務
送金、振込及び代金取立等を取扱っています。
- 6 外国為替業務
輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。
- 7 社債受託及び登録業務
社債受託業務、公共債の募集受託等に関する業務を行っています。
- 8 信託業務
(1)特定障害者扶養信託
相続税法の規定に基づき、特定障害者の方の生活の安定を図ることを目的として、個人が特定障害者の方を受益者として設定する信託です。

(2)公益信託
教育助成、国際研究協力、自然環境の保全等の公益を目的として設定する信託です。この信託は、金銭信託・有価証券の信託等の形態により受託しています。

上記のほか動産の信託、土地信託、不動産管理信託を取扱っています。

9 附帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - ⑥信託契約代理業務
- (2)保護預り及び貸金庫業務
- (3)有価証券の貸付
- (4)債務の保証(支払承諾)
- (5)金の売買
- (6)クレジットカード業務
- (7)投資信託・保険商品の窓口販売
- (8)公共債の引受
- (9)コマーシャルペーパーの取扱い
- (10)金融商品仲介業務
- (11)確定拠出年金運営管理業務

(2019年5月31日現在)

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当行では、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行うすべての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定め公表しています。

「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」の各ステークホルダーに対する基本姿勢および企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示に係る基本姿勢等を定めています。

また、適切な経営管理のもと、当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備と適切な運用に向けて「内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)」を定めています。



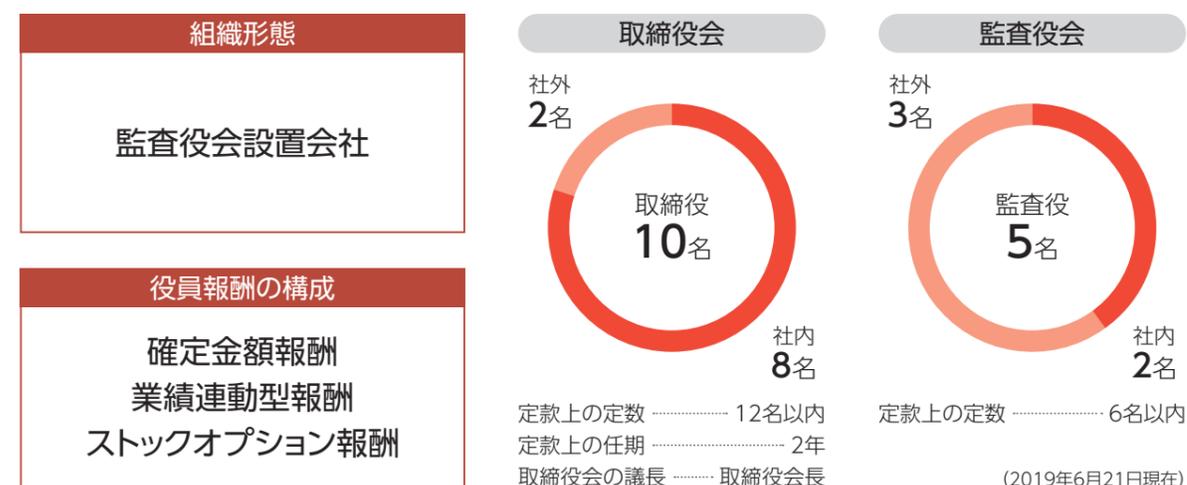
コーポレートガバナンス原則
<https://www.82bank.co.jp/about/governance/gensoku.html>



内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)
<https://www.82bank.co.jp/about/governance/naibutousei.html>



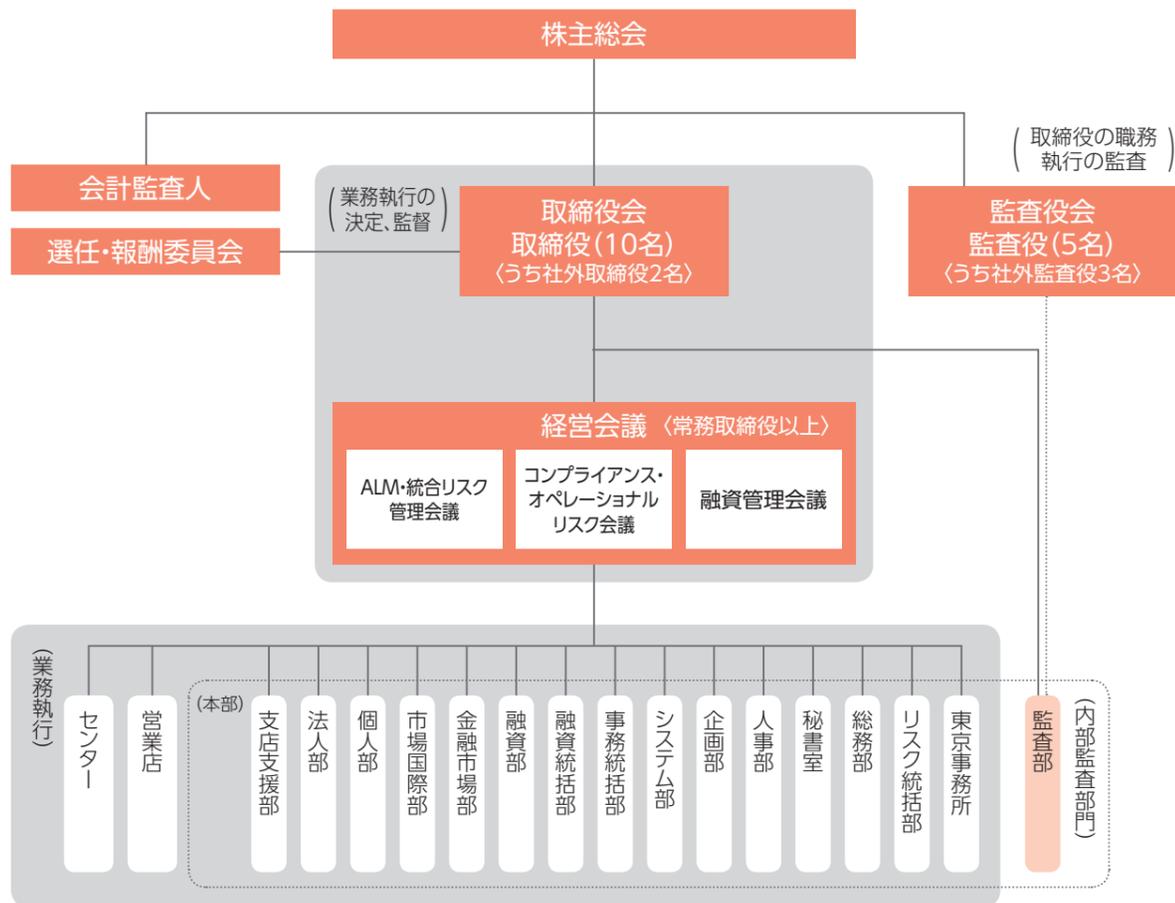
企業統治の体制の概要



コーポレートガバナンス向上のための主な取組み



コーポレートガバナンス体制



(2019年6月21日現在)

取締役会

15回
(2018年度開催回数)

原則毎月1回以上開催しています。実質的な議論を行うとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しています。

経営会議

45回
(2018年度開催回数)

日常的な業務執行の決定ならびにそれら業務執行の監督に当たることを目的として、経営会議を設置しています。原則毎週開催し、経営上の重要事項について協議・決定するほか、その事前審議を経て取締役会において執行決定を行っています。執行業務の内容に応じ、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、融資管理会議を設けています。

監査役会

15回
(2018年度開催回数)

原則毎月1回開催し、各監査役は取締役会から独立した立場で、会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務執行を適切に監査しています。

監査部

内部監査部門である監査部は、取締役会の直属組織とした約40名体制で、毎年度取締役会で決議する内部監査方針に基づき内部監査を実施しています。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けています。

取締役会の実効性評価

当行は、毎年、当行の取締役会の規模・構成・運営方法・審議状況・支援体制その他の取締役会がその役割・責務を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役の自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っています。

2018年度は、取締役・監査役が、「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づき自己評価を実施したうえで、その評価結果を取締役会で審議しました。結果の概要は以下の通りです。

評価結果

- ・全体として取締役会は十分に機能している。また、取締役会の実効性に関する分析・評価については、「分析・評価→課題抽出・共有→改善・対応→報告・検証」のサイクルが確立している。
- ・取締役会の運営については、様々な対応策を実施し改善が図られているものの、「業務に対する取締役会・取締役・監査役の知識や理解の向上」や、「取締役会運営方法の改善」について、更なる向上に向けた継続的な取組みが必要である。

社外役員のサポート体制

・社外取締役に対するサポートは、企画部が担当しています。また、社外監査役に対するサポートは、監査役会事務局に専任の補助使用人を配属しています。

・金融機関経営および銀行業務に固有の事項や取締役会で審議される議案に関する事項等について、社外役員の理解の一助として、業務に関する説明会、行内見学会等を随時実施しています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

・当行の取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬で構成されています。確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しています。それぞれの報酬額の配分は取締役会に一任されています。

・監査役の報酬は、確定金額報酬とし、月額8百万円以内とすることを株主総会で決議しています。報酬額の配分は監査役会の協議に一任されています。なお、取締役会は取締役および監査役の報酬に関する事項について、「選任・報酬委員会」の助言・提言を受けています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別		
			確定金額報酬	業績連動型報酬	ストックオプション報酬
取締役(社外取締役を除く)	9	318	189	60	68
監査役(社外監査役を除く)	3	58	58	—	—
社外役員	5	27	27	—	—

(注)員数には当事業年度に退任した取締役1名および監査役1名を含めております。